

自動車安全特別会計からの一般会計繰入金に係る要望

平成30年9月10日

自動車損害賠償保障制度を考える会

自動車損害賠償保障制度は、自動車ユーザーの支払った保険料で、不幸にして交通事故被害に遭った人たちの救済を確かなものにするための、世界に誇れる共助の仕組みです。

とりわけ、自賠責の保険料から交通事故被害者への支援を中心とする交通事故対策のために積み立てられた資金は、被害者やその家族の命を支える様々な事業に用いられていますが、この積立金は、特別会計から一般会計に貸し出されたまま、未だに6,159億円(平成30年度末)が返済されずにいます。

平成30年度予算においては、財務大臣と国土交通大臣が協議した結果、被害者救済等の重要性、持続可能性を踏まえた重要な判断がなされ、15年ぶりに一般会計から23.2億円の繰戻しがなされることとなりました。

一方で、この積立金が大きく取り崩されている状況には変わりがなく、被害者救済のための事業等が安定的、継続的に行われていくためには、継続的な繰戻しと繰戻額の増額が不可欠です。こうした認識に則り、平成31年度予算における繰戻額の更なる増額を強く願っております。

交通事故死者数が統計開始以来最小の3,694名となった現在においても、重度後遺障害者数は2,000人弱で横ばいの状況が続いており、更なる事故防止対策とともに、後遺障害を負われた方々の回復に向けたなお一層の質的・量的施策の充実が期待されています。

自動車ユーザーのみならず、すべての国民が自由で安全な移動が享受できる社会を持続していくためにも、被害者救済や事故防止対策などの事業を行っている自動車損害賠償保障制度の持続可能性を高めることは大変重要であるという認識を踏まえ、以下のとおり要望します。

1. 自動車安全特別会計(自賠責保険料積立金・剰余金)から一般会計に繰り入れられている6,159億円を可能な限り早期に返済いただきたい。
平成31年度予算における繰戻額については、長年積立金が大きく取り崩されてきた状況に鑑み、被害者等のニーズに応じた被害者救済事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう、少なくとも、積立金を取り崩すことなく被害者救済事業等が十分に実施できるよう増額をしていただきたい。
2. 今後、交通事故の被害者が将来にわたって安心して生活することができ、被害からの回復が可能となるよう、また、交通事故による被害者の発生を少しでも減らすことができるよう、引き続き、被害者救済や事故防止対策の更なる充実を図るとともに、これらの問題に関し、十分な説明責任を果たしていただきたい。

以上